株式取扱規程（例）

**第１章　　総　　　則**

（目的）

第１条　当会社の定款第１４条にもとづき、株式に関する取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（株式事務の所管および取扱場所）

第２条　当会社の株主名簿の管理、名義書換等の株式事務は、○○部の所管とし次の場所においてこれを行う。

山形県○○市(郡)○○町○番○号　当社○○部

（請求、届出または申出などの方法）

第３条　この規程による請求、届出または申出は、当会社が定める書式により行うものとする。

２　前項の請求、届出、申出などを代理人によって行う場合は、その代理権を証する書面を同時に提出しなければならない。

**第２章　株式の譲渡の承認申請**

（譲渡の承認申請）

第４条　定款第８条により当会社の株式の譲渡の承認を申請する株主（以下「譲渡株主」という。）は、別に定める株式譲渡承認申請書に譲渡の承認を求める株式数および譲渡の相手方の住所、氏名等必要事項を記載して提出しなければならない。

（譲渡の承認）

第５条　前条の申請があった場合、取締役会は農地所有適格法人の要件を満たすことなど、申請の妥当性を検討して当該譲渡を妥当と認めたときは、申請の日から２週間以内に、その旨を譲渡株主に譲渡承認書を交付して通知する。

（譲渡相手方の指定）

第６条　第４条の申請について当該譲渡を承認しないときは、取締役会は他に譲渡の相手方を指名して、第４条の申請の日から２週間以内に譲渡先指定通知書により通知しなければならない。

２　前項の指定通知により、譲渡の相手方として指名された者は、法律で定められた供託金を供託所に供託して、譲渡株主に対して自己に当該株式を売り渡すよう請求することができる。この場合、譲渡株主は、当該株式を供託所に供託しなければならない。

（売渡し請求）

第７条　第４条の譲渡承認申請があった場合において、当会社は前条によるほか、株式の買受け人として当会社を指定することができる。

２　前項による指定は、取締役会の決議を得た後、第４条の申請の日から２週間以内に譲渡先指定通知書により譲渡株主に通知しなければならない。

３　会社は前項の通知の日から３０日以内に株主総会を開催し、当該株式の取得について特別決議による承認を得なければならない。

４　会社は、前項の株主総会の承認の後、１０日以内に法律で定められた供託金を供託所に供託し、申請のあった株式を会社に売り渡すよう譲渡株主に請求する。この場合、譲渡株主は当該株式を供託所に供託しなければならない。

５　前項による請求の後、会社と譲渡株主は売買価格について誠意を持って協議する。ただし、株主総会の承認後２０日以内に売買価格の協議が整わない場合、譲渡株主または会社は、裁判所に対して売買価格決定の申立てをすることができる。

**第３章　　株主名簿および名義書換**

（株主名簿）

第８条　当会社の株主名簿には、次の事項を記載または記録し、○○部で保管管理する。

（１）株主の氏名または名称および住所

（２）各株主の有する株式の種類および種類ごとの数

（３）各株主が株式を取得した日

２　株主および会社の債権者は、会社の営業時間内なら何時でも株主名簿の閲覧または謄写を請求することができる。ただし、その請求が不当なものと認められる場合にあっては、その請求に応じないものとする。

（名義書換）

第９条　株主名簿への記載または記録（以下「名義書換」という。）を請求するときは、請求書に取得を証明する書面を添えて提出するものとする。

（株主への通知）

第１０条　株主総会の招集通知、株主配当金の支払通知その他株主または登録質権者への通知または催告は、株主名簿に記載または記録された当該株主または登録質権者の住所にあててする。

（継続的に不到達の場合）

第１１条　前条による通知または催告が継続して５年間到達しないときは、当該株主または登録質権者に対する通知または催告は以後省略する。

（法令による別段の定めがある場合の名義書換）

第１２条　法令により別段の手続きを必要とする株式の移転について名義書換を請求するときは、第９条に定める書類のほかその手続きの完了を証する書面を添付して提出しなければならない。

**第４章　　質権および信託**

（質権の登録または抹消）

第１３条　株式につき、質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、所定の請求書に質権設定者および質権者連署のうえ、提出しなければならない。

（信託財産の表示または抹消）

第１４条　株式につき、信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が、請求書を提出しなければならない。

**第５章　　諸　　　届**

（株主などの届出）

第１５条　株主、登録質権者またはそれらの法定代理人は、その住所、氏名を届け出なければならない。

２　前項の届出事項に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

（法人の代表者）

第１６条　株主が法人（法令により登記を義務づけられた組合を含む。）であるときは、その代表者１名の氏名を登記事項証明書を添えて届け出なければならない。

２　代表者を変更したときは、届出書に登記事項証明書を添えて届け出なければならない。

（組合の代表者）

第１７条　株主が従業員持株会など民法上の組合であるときは、その代表者１名の氏名を届け出なければならない。この届出には、組合の規約、組合員の名簿、組合員の加入申込書、代表者を選任した会議の議事録または同意書を添付する。

２　代表者を変更したときは、代表者を変更した会議の議事録または同意書を添付する。

（共有株式の代表者）

第１８条　株式を共有する株主は、その代表者１名を定め、届出書に共有者全員が連署のうえその代表者の氏名を届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

（株主名簿の変更）

第１９条　次に掲げる理由により、株主名簿を変更しようとするときは、届出書に当該変更の内容が判明する登記事項要約書または戸籍抄本を添付して提出しなければならない。

（１）改姓、改名

（２）親権者、後見人などの法定代理人の選任、変更または解任

（３）商号または法人の名称の変更

（４）法人組織の変更

**第６章　　所在不明株主の株式売却**

（所在不明株主の株式の処分）

第２０条　ある株式に係る株主に対する通知および催告が５年間継続して到達せず、かつ、その株主が５年間継続して株主名簿に記載または記録された住所において剰余金の配当の受領がなされない場合、当社は取締役会の決議により、その株式を競売または競売によらない売却により処分できるものとする。ただし、その株式について登録質権者ある場合、その質権者に対しても係る通知および催告が５年間継続して到達できず、かつ、その質権者も５年間継続して剰余金の配当を受領していない場合に限る。

２　前項の場合において当社は、その株式を買い受けることができるものとする。

**第７章　　手　数　料**

（手数料）

第２１条　当会社の株式取扱いに関する手数料は、次のとおりとする。ただし、次に定めない事項で株主その他の者の求めが原因で発生する特別の費用は、その株主または請求人に負担を求めることができる。

（１）名義書換（第９条）・・・無料

（２）質権の登録または抹消（第１３条）・・・一名義につき○○円

（３）信託財産の表示またはその抹消（第１４条）・・・一名義につき○○円

**第８章　　自己株式の取得手続・消却**

（自己株式の取得）

第２２条　会社が自社の株式を取得する場合、取得する株式の決定にあたっては、全株主の機会均等のため定時株主総会の招集通知に売却予定株主の氏名および株数を記載すると同時に、総会の５日前までに書面で申請することにより他の株主も売却に参加できることならびにこれにより売却予定株主の氏名および株数が変更される可能性があることを記載し、総会においては全ての売却予定株主の氏名、総数および取得価額の総額について普通決議を得る。

（取締役会決議による消却）

第２３条　会社は、取締役会の決議をもって、その保有する自己の株式を消却することができる。

**附　　　則**

（施行期日）

第２４条　この規程は、平成○年○月○日より実施する。

（改正）

第２５条　この規程の改正は、取締役会の決議にもとづき行う。